

変更定款

お手数料 5500円

★ 会社設立前の定款変更は公証人の認証が必要です。

変更定款の場合、手数料は手数料令では定められておりませんが、1件について私署証書の認証に準じて**5,500円**となります。この場合、**収入印紙は貼付しません。**

※ 変更後の定款の規定の全文を記載した書面によって認証を受けるときは、**新たな定款を作成したこととなり**、その原本は、第6号文書（定款）に該当し**収入印紙の貼付が必要**です。



電子定款の変更お手数料

認証料 5500円 + 保存料 3000円 + 謄本代 (700円 × 通数) + 書面交付代 (20円 × 枚数 × 通数)

必要書類※新たに取得・作成した書類が必要です。

- ・ 変更後の定款
- ・ 実質的支配者となるべきものの申告書

※実質的支配者となるべき者の特定に影響を与える定款記載部分の変更がないのであれば、申告書の提出は不要です。

- ・ 発起人からの委任状
- ・ 発起人の運転免許証両面
- ・ 発起人の印鑑登録証明書

★ 会社設立後の定款変更は、公証役場での認証は不要です。

※会社設立後の定款変更は法務局の登記が必要となる場合があります。

詳しくは法務局へお問い合わせをお願いいたします。

